

令和 6 年 月 日

三次市長 福 岡 誠 志 様

三次市総合計画審議会
会長 伊 藤 敏 安

三次市総合計画について（答申）

令和 5 年 7 月 2 1 日付け三次経企発第 5 0 0 1 号で諮問のありました三次市総合計画について、審議の結果、計画内容は適当なものと認め、三次市総合計画審議会条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 9 0 号）第 2 条の規定に基づき、次の意見を付して答申します。

【意 見】

1 めざすまちの姿の実現に向けた計画の推進について

基本理念である「市民のしあわせの実現」に向けて、本計画のめざすまちの姿「人と想いがつながり、未来につなぐまち」に込めた想いを常に意識しながら、各施策を着実に推進してください。

- ・人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、社会経済環境の急激な変化等により生じる様々な課題に対応するため、市内はもとより、市域を越えた多様なつながりを地域の活力につなげることで、持続可能なまちづくりを進めてください。
- ・市民一人ひとりが主体的に参加・行動し、共に認め合い、支え合うという考えのもと、地域資源を最大限活用し、三次への想いや誇りを高め、未来につながるまちづくりを進めてください。
- ・社会経済環境の変化や市民ニーズを的確に把握し、新たな発想と柔軟な対応により、全庁横断的に各施策を推進してください。

2 計画の進捗管理

成果や課題を的確に把握・評価するとともに、進捗状況に応じて取組の見直し・改善を着実に行ってください。

(案)

3 計画の周知

本計画がしっかり共有されるよう、わかりやすく親しみのある冊子を作成されるなど工夫を施し、市民に対して計画の内容を周知徹底するよう努めてください。

以上のほか、審議の過程で表明された具体的な意見等についても十分に検討され、今後の市政運営に活かしてください。